平成 30 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

平成31年4月

豊島区監査委員

目 次

		ヘーシ
第	1	監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	1.	監査の目的及び対象・・・・・・・・・・・・・・・・1
	2.	監査の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	3.	監査の観点・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	4.	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・2
	5.	監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	6.	監査結果の基準・・・・・・・・・・・・・・・・3
第	2	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	1.	東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について・・・・・・・・・4
	2.	(株)ピーウォッシュ・アズビル(株)共同事業体について・・・・・6
	3.	株式会社図書館流通センターについて・・・・・・・・9
	4.	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について・・・・・・14
	5.	総括意見 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第	3	監査結果に対する改善等措置の報告 ・・・・・・・・・ 25
資	料編	副(団体別概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
	Ι	東長崎駅・椎名町駅整備株式会社・・・・・・・・・・・ 26
	П	(株)ピーウォッシュ・アズビル(株)共同事業体・・・・・・・ 29
	Ш	株式会社図書館流通センター ・・・・・・・・・ 31
	W	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社・・・・・・・ 35

第1 監査の概要

1. 監査の目的及び対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、豊島区(以下「区」という。)が 財政援助等を行っている団体に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正 かつ効果的に行われているかなどについて監査を実施した。

監査の対象とした団体は、①出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を 出資している団体)②指定管理者(公の施設の管理を行わせている団体)であ る。また、併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団 体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかなどについて監査を実 施した。

今回監査を実施した団体及び所管課は次表のとおり4団体、4課である。

(1) 監査対象団体及び所管課等

監査対象団体等	所管課(監査対象課)
東長崎駅・椎名町駅整備株式会社【出資団体】	都市整備部 都市計画課
株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体 【指定管理者】*指定管理施設:池袋スポーツセンター	文化商工部 学習・スポーツ課
株式会社図書館流通センター【指定管理者】 *指定管理施設:駒込図書館、上池袋図書館、 池袋図書館、池袋第三区民集会室、	文化商工部 図書館課
目白図書館、目白第一区民集会室 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社【指定管理者】 *指定管理施設:自転車駐車場(巣鴨駅北、巣鴨駅南、 巣鴨駅第三、巣鴨駅北口白山通り、駒込駅北、西巣鴨駅、 目白駅東、目白駅西、目白駅北、千登世橋)	都市整備部 土木管理課

(2) 政策経営部行政経営課に対して、制度全般の所管課として、外郭団体及び 指定管理者制度に係る事項の監査を実施した。

2. 監査の対象範囲

区が出資した基本財産の管理状況及び主に平成29年度において区が支出した 指定管理料の執行状況、区が指定管理者に行わせている公の施設の管理状況な ど、出資団体、指定管理者への財政援助等に係る出納その他の事務の執行につ いて監査を実施した。

3. 監査の観点

区が支出した公金が、団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行・運用されているかなどについて、監査対象区分に応じて次の観点に基づき監査を実施した。

(1) 出資団体

監査対象 監査の主な観点	
団 体	○ 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。○ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。○ 資金の運用は適切か。○ 経費節減は図られているか。○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所 管 課	○ 出資目的に公益上の必要性が認められるか。○ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握しているか。○ 出資団体に対する指導・監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者

監査対象	監査の主な観点
団体	 ○ 公の施設の管理は施設の目的や指定管理者制度の目的、趣旨を達成するものになっているか。 ○ 施設の管理運営業務は事業計画に沿って適切に実施されているか。 ○ 利用料金収入や施設管理の収支に係る会計経理は適正に行われているか。 ○ 公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所 管 課	 ○ 指定管理者の募集方法、選定方法、協定内容、管理運営経費等の取扱い、事業報告、事業評価等運用上の措置・手続きに関して「指定管理者制度運用指針」に沿った運用が行われているか。 ○ 指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況について報告を求め的確に把握し、必要に応じて実地の調査や指示が行われているか。 ○ 指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているか。

4. 監査の実施期間

平成30年10月2日から平成30年11月7日まで

5. 監査の方法

監査委員監査をより効率的かつ効果的に進めるため事務局職員による事務監査を先行して10月2日から10月15日まで実施するとともに、専門的視点から監査を補完するため公認会計士による会計関係書類の検査を10月2日から10月5日まで実施した。

事務監査及び公認会計士による検査は、監査対象団体及びその所管課から提出、提示を受けた関係資料に係る計数等の内容について確認し、各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行った。

監査委員監査は、事務監査及び公認会計士による検査結果を踏まえ、11月1日から11月7日まで実施した。監査委員監査においては、提出された監査資料に基づき各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行うとともに、指定管理施設の管理状況等に係る現地視察を行った。

6. 監査結果の基準

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査の結果及び地方自治法第 199 条第 10 項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」(平成 29 年 1 月 16 日豊島区監査委員協議会決定)に基づき述べる。

[監査結果における指摘事項等の基準]

1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項(特別な事情があると認められるものを除く。)
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容 または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項(軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。)
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3. 意見 要望

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資する ことを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

第2 監査の結果

1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について (所管課:都市計画課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 文書の収受について

文書の収受については、豊島区文書取扱規程第8条第4項第2号において 「文書の余白に文書収受印を押すとともに、当該文書の件名等を文書管理シ ステムに入力して収受登録し」と規定されている。

しかしながら、東長崎駅・椎名町駅整備株式会社代表取締役から区あてに「第15回定時株主総会招集ご通知(2018年5月11日)」が送付されたが、同文書を受け取った都市計画課においては、文書収受印が押されず、文書管理システムによる収受登録も行われていなかった。

都市計画課は、今後、豊島区文書取扱規程に基づき適切な収受手続きをされたい。

【3】意見·要望

(1) リスク負担区分の明確化について

事業に係るリスク負担について、「東長崎駅 駅施設等の賃貸借および維持管理に関する契約書(平成20年6月26日)」第10条第2項及び「椎名町駅駅施設の賃貸借及び維持管理に関する契約書(2012年8月2日)」第10条第2項では、駅施設の瑕疵により事故が発生し第三者に損害を与えた場合、その賠償に要する費用は協議のうえ決定するとのみ規定されており、リスク負担が東長崎駅・椎名町駅整備株式会社と西武鉄道株式会社の協議に委ねられている。

しかしながら、東長崎駅・椎名町駅整備株式会社の現在の主な業務は整備後の両駅舎を西武鉄道株式会社へ賃貸するものであり、その期間も長期に及ぶことから、賃貸施設の維持管理上のリスク分担について明確にしておくべきである。上記契約書の規定のように「協議のうえ決定する」とするだけではなく、可能な限りリスクを想定したうえで、予め想定されるリスクに対しては、どちらがどのような責任を負うのかについて明文化することが必要である。

東長崎駅・椎名町駅整備株式会社及び都市計画課は、西武鉄道株式会社と協議し、リスク負担区分を明確化すべく検討されたい。

(2)補助金交付要綱の必要性について

平成16年4月8日付で制定された「豊島区鉄道駅総合改善事業補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)は、その後、平成20年7月14日付で全部改正され今日まで有効な規程として存続している。

しかしながら、この要綱に基づき補助金が交付されたのは平成24年度までで、同要綱で補助対象としている駅改良工事は既に完了しており、平成25年度以降、補助金は交付されていない。また、今後、この要綱を用いて補助金が交付される予定の有無も明確ではない。

都市計画課は、要綱の必要性について見直すとともに、不要な要綱については適切な手続きをもって廃止処理をされたい。

(3) 賃貸借終了に向けての具体的な検討について

豊島区と西武鉄道株式会社の間で締結された「東長崎 駅・まち一体改善事業基本協定書(平成16年3月17日)」及び「椎名町 駅・まち一体改善事業基本協定書(平成20年7月9日)」によると、駅・まち一体改善事業により取得した施設を保有する必要がなくなった時は、その施設を残存帳簿価格で西武鉄道株式会社に譲渡し、解散することが規定されている。

また、東長崎駅・椎名町駅整備株式会社の「新中期経営計画(2018~2020年度)の概要」における「長期的な目標」では、「保有資産である駅施設を西武鉄道へ賃貸し、賃貸借終了を目指す。」と記載されている。

しかしながら、目標とする具体的な賃貸借終了時期は示されておらず、東 長崎駅・椎名町駅整備株式会社の解散に向けての具体的な検討も行われてい ない。

賃貸借終了を目指すことを長期的な目標として明記している以上、賃貸借終了に向けて、行程表を作成するなど具体的な検討に着手し、プロセスを明確化するべきである。保有資産である駅施設を西武鉄道株式会社に対していつまで賃貸するのか、目標とする賃貸借終了時期及び東長崎駅・椎名町駅整備株式会社の解散時期を「長期的な目標」の中で明記するとともに、解散に向けての具体的な検討をされたい。

2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について (所管課: 学習・スポーツ課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 収支報告書における利用料金収入の過大計上について

豊島区立池袋スポーツセンター(以下、「池袋スポーツセンター」という。)の受付窓口に設置されている券売機において販売されたプリペイドカードの会計処理に関して、株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体(以下、「ピーウォッシュ・アズビル共同事業体」という。)の「池袋スポーツセンター 平成29年度3月収支報告書」における利用料金収入に243,630円分が過大計上されていた。原因は単純な人的計算ミスであった。

ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、平成29年度の利用料金収入から243,630円分の減額処理をされたい。また、これに伴って、ピーウォッシュ・アズビル共同事業体から既に区へ提出されている平成29年度収支報告書上の収入金額及び成果配分の金額が変更となるため、再算定のうえ適切な処理をされたい。

学習・スポーツ課は、成果配分の金額変更に伴って生じる事務処理を適切 に行われたい。

(2) 期末・期首在庫変動額の一部未計上について

池袋スポーツセンターの受付窓口で販売している物品に関する会計処理について確認したところ、平成29年度期首在庫707,335円に対し、期末在庫は859,521円であった。この差額152,186円は、全額在庫変動額として計上されるべきであるが、54,606円のみが計上され、97,580円分が未計上となっていた。

この未計上分97,580円は株式会社ピーウォッシュの他の店舗会計に計上されており、株式会社ピーウォッシュ内の法人全体としての会計処理金額に誤りはなかったが、区とピーウォッシュ・アズビル共同事業体の間の会計処理においては、収支金額及び成果配分の算定に影響を及ぼすものである。

ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、平成 29 年度の指定管理に関する 収支金額及び成果配分の金額を再算定し適切な処理をされたい。

学習・スポーツ課は、成果配分の金額変更に伴って生じる事務処理を適切 に行われたい。

(3) 保全物品整理簿の未作成について

豊島区立池袋スポーツセンターの管理に関する基本協定書(「以下、基本協定」という。)の第 19 条第 4 項では、区の所有に属する備品の管理については、「豊島区物品管理規則及び無償貸付における物品取扱要領に基づき、適正に管理するものとする。」と規定され、「無償貸付における物品取扱要領」第 5条では、保全物品について指定管理者は保全物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならないことが規定されている。しかしながら、ピーウォッシュ・アズビル共同事業体においては保全物品

ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、保全物品整理簿を作成されたい。 学習・スポーツ課は、保全物品整理簿の作成について、ピーウォッシュ・ アズビル共同事業体に対する指導・監督を徹底されたい。

(4)修繕費負担区分の明確化について

整理簿が作成されていなかった。

基本協定及び平成29年度豊島区立池袋スポーツセンターの管理に関する協定書(以下、「年度協定」という。)において規定された修繕費の負担区分に関する金額の基準を確認したところ、次表2-1のとおり、「5万円以上」、「5万円未満」、「5万円を超える」、「5万円以下」の基準が混在し、統一されていなかった。平成26年度に実施した監査においても、同様な誤りがあり見直しを求めていたところである。

【表 2-1】修繕費の負担区分

基本協定第18条及び年度協定(平成27,28,29,30年度)の別記2

区 負 担:1件<u>5万円以上</u>の修繕

指定管理者負担:1件<u>5万円未満</u>の修繕

基本協定第33条第1項別表1(リスクの負担)

区 負 担:1件5万円を超える修繕、施設の構造上の瑕疵によるもの など

指定管理者負担:1件5万円以下の修繕、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 など

協 議 事 項:不可抗力により区及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできないもの

例えば、修繕費が 5 万円の場合、経費の負担について、実務上は区と指定 管理者の協議により決定することになるであろうが、基本協定では「不可抗 力により区及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできないもの」を 協議事項と定めており、そもそもこの規定に該当しない。

学習・スポーツ課及びピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、修繕費の 負担区分に関する金額の基準を統一すべく、基本協定及び年度協定の規定を 整備されたい。

【3】意見・要望

(1) プリペイドカードの前受金処理について

池袋スポーツセンターで販売されたプリペイドカードの売上金は、本社会計処理上、いったん前受金(負債)として計上され、実際にプリペイドカードで利用者が施設を利用した後に利用料収入(収益)として計上されている。

このため、プリペイドカードが販売されても実際に使用されない件数が増加した場合には、会計処理上、前受金が累積することとなり、将来発生する区民サービスの対価としての前受金の処理方法が問題となることが想定される。

このようなリスクを未然に防ぐため、例えば、一定期間を区切ってプリペイドカード未使用分の前受金金額を確定させ、雑収入として収益に計上する会計処理も考えられる。

ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、プリペイドカードに関する前受 金の今後の処理方法について、学習・スポーツ課と協議、検討されたい。

(2) 個人情報保護マニュアルの改正について

平成30年2月に第三者評価機関によって実施された「豊島区立池袋スポーツセンター 平成29年度 第三者評価シート」の結果を見ると、全体的に高評価であったが、「個人情報保護マニュアルを作成しているか」の項目において、「一部実施していない」と評価機関から評価されていた。そのコメント欄には「個人情報についてはマニュアルを整備し、適切な管理を行っているが、個人情報の取扱い段階に沿った具体的な手順とはなっていないことから、一部実施していないとした。」との記載があった。

指定管理施設における個人情報の保護は、指定管理者が行うべき危機管理の基本であり、その対応マニュアルは、より具体的で実効性のあるものでなければならない。

ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、個人情報の取扱い段階に沿った 具体的な手順を明記すべく個人情報保護マニュアルを改正されたい。

3. 株式会社図書館流通センターについて (所管課:図書館課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 指定管理者事業計画書の収受について

基本協定¹第9条に基づき、株式会社図書館流通センター(以下、「図書館流通センター」という。)代表取締役から「指定管理者事業計画書」(以下、「事業計画書」という。)が平成29年3月1日付で区へ提出された。

事業計画書は指定管理者が指定管理期間に行う事業の基本事項を示す文書であるが、文書収受印は押されておらず、文書管理システムにおける収受登録も行われていなかった。

図書館課に事情を聴取したところ、図書館課と図書館流通センターにおける事業報告連絡会において、提示された事業計画書を確認することで、区が承認したこととみなしていたため、図書館課において文書管理システムによる収受登録及び承認に関する所属長の意思決定処理は行っていなかったとのことであったが、文書管理のあり方としては不適切と言わざるを得ない。

図書館課は、豊島区文書取扱規程に基づき適切な収受手続きをされたい。

(2) 再委託協議書及びリース契約に関する協議書の宛先及び収受について

基本協定第37条第1項及び第2項の規定に基づき、平成29年3月1日付で再委託協議書及びリース契約に関する協議書が、図書館流通センター代表取締役から「中央図書館長」あてに提出されていた。

しかしながら、基本協定第37条では、再委託に関する協議及びリース契約に関する協議の宛先は「中央図書館長」ではなく「区」と規定しているため、各協議書の宛先は「豊島区長」とすべきである。

また、図書館流通センターから提出された各協議書は、図書館課において 文書収受印が押されておらず、また、文書管理システムによる収受登録がな されていなかった。

図書館流通センターは、今後、各協議書の宛先は豊島区長と記載し、図書館課へ提出されたい。

1 「豊島区立図書館(駒込図書館・上池袋図書館)に関する管理業務基本協定書」及び「豊島区立図書館(池袋図書館・目白図書館)及び豊島区立区民集会室(池袋第三区民集会室・目白第一区民集会室)に関する管理業務基本協定書」を「基本協定」という。

図書館課は、提出された再委託協議書には文書収受印を押すとともに、協議に対する承認行為についても文書管理システムにおいて決定権者の決定処理を行うことにより、区としての意思決定を明確にされたい。

(3) 一般管理費の上限額について

指定管理者制度運用指針(以下、「運用指針」という。)では、一般管理費について、本社の人事総務部門や経理部門の費用、共通システム費用など本社共通の費用、本社機能の維持に係る費用等に関する経費を見込むものであると規定している。また、一般管理費の決算額が予算額を超えた場合、成果配分額を算出するにあたっては、予算額を上限とするとし、成果配分の算定について規定している。なお、この規定は、それまで一般管理費が成果配分の調整額に使われていると思われる事例が見受けられたため、それを避けることを趣旨として規定されたものである。

しかしながら、年度協定²第7条では、「一般管理費の額については、(中略)、年度収支計画書の額を上限とする。」と規定されるとともに、図書館流通センターの一般管理費の額は、次表 3-1 のとおり、すべての図書館において、収支計画と収支報告が同一の金額で計上されていた。

その理由を図書館課に確認したところ、運用指針の規定内容から、一般管理費の決算額は予算額を上限として計上すべきものと解釈し、この解釈に基づき年度協定を締結するとともに収支計画及び収支報告を作成したとのことであった。しかしながら、これは誤った解釈であり、運用指針の一般管理費における上限規定は、あくまで成果配分の算定に関するものであり、収支報告では、一般管理費の実績額を計上しなければならない。

図書館課及び図書館流通センターは、次回、年度協定を締結する際には、 運用指針を正しく解釈したうえで、一般管理費に関し適正な内容で規定し、 運用されたい。

【表 3-1】各図書館の一般管理費の額

(単位:円)

指定管理施設		平成 29 年度	度一般管理費 平成 28 年度一		一般管理費
		収支計画	収支報告	収支計画	収支報告
1	駒込図書館	7, 168, 206	7, 168, 206	7, 168, 206	7, 168, 206
2	上池袋図書館	8, 710, 152	8, 710, 152	8, 710, 152	8, 710, 152
3	池袋図書館	9, 582, 083	9, 582, 083	_	_
4	目白図書館	9, 312, 148	9, 312, 148	_	_

(注)池袋図書館と目白図書館の指定管理は平成29年度から開始されている。

² 「豊島区立図書館(駒込図書館・上池袋図書館)の管理に関する年度協定書(平成29年度)」及び「豊島区立図書館(池袋図書館・目白図書館)及び豊島区立区民集会室(池袋第三区民集会室・目白第一区民集会室)の管理に関する年度協定書(平成29年度)」を「年度協定」という。

(4) 区民集会室に係る成果配分の算定方法について

基本協定³第3条では、図書館とともに併設された区民集会室も指定管理施設であると定め、同第13条では、区民集会室の成果配分について定めている。 また、年度協定⁴第6条では、指定管理料の額を定めている。

以上の基本協定及び年度協定の規定から、区民集会室⁵の管理に要する経費は、区民集会室利用料収入(325,200円)のみではなく、指定管理料(118,130,400円)の中からも一部拠出されて賄われていると考えられる。

しかしながら、成果配分の算定にあたっては、次表 3-2 のとおり、「収入」 は区民集会室利用料収入のみが計上され、指定管理料収入は全く計上されて いなかった。

指定管理料収入のうち一部は区民集会室の管理に要する経費の支出に充て られていることからすると、成果配分の算定にあたって、指定管理料収入の 全額 118,130,400 円を「収入」から除外することは適切ではない。

図書館課及び図書館流通センターは、今後、区民集会室に係る成果配分の 算定にあたっては、「指定管理料収入の一部」も「収入」に計上されたい。ま た、「指定管理料収入の一部」をどのように算定するか、その具体的な算定方 法について検討し、確定した算定方法を年度協定上あるいは特別協定を締結 し、明記されたい。

【表 3-2】平成 29 年度 区民集会室に係る収支額

21 - 12 - 12 - 12 - 14 - 14 - 14 - 14 -				
区分	平成 29 年度 決算額			
①収入額合計 (区民集会室利用料収入)	325,200円			
②支出額合計 (区民集会室に係る経費)	1,571,195円			
③収支差額 (①-②)	△1, 245, 995円			
(収支差額がプラスの場合、	収支差額がマイナスのため、			
その半額が成果配分額となる。)	成果配分は発生しない。			

⁵ この(4)においては豊島区立池袋第三区民集会室及び豊島区立目白第一区民集会室を「区民集会室」という。

³ この(4)においては「豊島区立図書館(池袋図書館・目白図書館)及び豊島区立区民集会室(池袋第三区民集会室・目白第一区民集会室)に関する管理業務基本協定書」を「基本協定」という。4 この(4)においては「豊島区立図書館(池袋図書館・目白図書館)及び豊島区立区民集会室(池袋第三区民集会室・目白第一区民集会室)の管理に関する年度協定書(平成29年度)」を「年度協定」という。

【表 3-3】平成 29 年度区民集会室に係る経費内訳(図書館との面積按分) (単位:円)

支出項目	池袋図書館 (91.1%)・池袋第三区民集会室 (8.9%) 目白図書館 (90.5%)・目白第一区民集会室 (9.5%)		
. 文山坝日	全体	集会室分	
光熱水費等需用費	7, 252, 611	635, 546	
保険料	9, 260	849	
日常清掃	2, 532, 104	233, 722	
定期清掃	1, 096, 416	99, 465	
区民集会室管理 (シルバー人材センター) ※	133, 288	133, 288	
機械警備委託 ※	352, 188	207, 044	
エレベータ保守点検委託	388, 800	36, 936	
自動ドア保守点検	216, 000	19, 224	
冷暖房機保守点検	1, 380, 528	127, 403	
消防用設備保守点検	142, 128	13, 008	
自家用電気工作物保安管理	394, 416	36, 376	
害虫駆除消毒	64, 692	5, 929	
各種水槽清掃	243, 000	22, 405	
合 計	14, 205, 431	1, 571, 195	

^{※「}区民集会室管理」及び「機械警備委託のうち池袋第三区民集会室分」は、按分ではなく実績額。

【3】意見・要望

(1) 区民集会室の利用率向上について

平成29年度の池袋第三区民集会室及び目白第一区民集会室の利用率を見ると、次表3-4のとおり池袋第三区民集会室は22.9%、目白第一区民集会室は31.3%となっており、利用率は低いと言わざるを得ない状況にある。

【表 3-4】平成 29 年度 図書館併設区民集会室利用状況

施設名	利用人数	利 用コマ数①	利用可能 コマ数②	利用率 (①/②)
池袋第三区民集会室	5,812人	218	954	22.9%
目白第一区民集会室	3,822 人	298	951	31.3%

図書館併設以外の区民集会室も含めて、次表 3-5 のとおり区民集会室の利用率が低いことは、豊島区全体の問題であるが、区民集会室は、区民にとって重要な施設であり、とりわけ、指定管理施設では、指定管理者ならではのノウハウを活かした利用率の向上が期待されるところである。

【表 3-5】全区民集会室利用状況の推移

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用人数	262, 276 人	264, 466 人	257,671 人	270,040 人	250,697 人
利用率	43.3%	43.1%	45.0%	45.9%	44.0%

図書館流通センターは、今後、これまで以上に工夫を凝らし、区民集会室 利用率の向上に努められたい。

図書館課は、図書館流通センターと協力し、区民集会室利用率向上策について検討されたい。

4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について (所管課:土木管理課)

【1】指摘事項

(1) 物品現在高調書兼物品引渡書の未提出について

「巣鴨地区4自転車駐車場及び駒込駅北自転車駐車場、西巣鴨駅自転車駐車場の管理に関する基本協定書」(以下、「巣鴨地区基本協定」という。)第21条及び「目白地区3自転車駐車場及び千登世橋自転車駐車場の管理に関する基本協定書」(以下、「目白地区基本協定」という。)第17条は、区の所有に属する備品について「無償貸付における物品取扱要領」に基づき適正に管理すべきことを規定し、同要領第8条及び第11条は、備品購入時及び毎年3月末現在の状況を物品現在高調書兼物品引渡書により指定管理者は区に報告しなければならないことを規定している。

しかしながら、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社(以下、「日本コンピュータ・ダイナミクス」という。)においては、平成27年度及び平成28年度に購入された備品について、また、平成27年度から平成29年度までの各年度末においても、物品現在高調書兼物品引渡書による区への報告は、なされていなかった。平成26年度の監査においても同様な状況が発生しており、指導事項として改善を求めたものである。

日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、備品購入時及び年度末においては物品現在高調書兼物品引渡書による区への報告を滞りなく実施されたい。 土木管理課は、物品現在高調書兼物品引渡書による報告について、日本コンピュータ・ダイナミクスに対する指導・監督を徹底されたい。

【2】指導事項

(1) 文書の収受について

豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条、巣鴨地区基本協定第 24 条及び目白地区基本協定第 20 条の規定に基づき、「指定管理者事業報告書(平成 30 年 5 月 18 日)」が、日本コンピュータ・ダイナミクスから豊島区長あて提出されていた。

しかしながら、提出された指定管理者事業報告書について、文書管理システムによる収受登録が行われていなかった。

平成 26 年度の監査時に、文書の収受手続きについて注意したところであるが、今回の監査時においても改善は認められなかった。

土木管理課は、今後、豊島区文書取扱規程に基づき適切な収受手続きをされたい。

(2) 再委託に関する協議書の未提出について

巣鴨地区基本協定第42条及び目白地区基本協定第38条では、指定管理者が指定管理業務の一部を再委託するときは、予め書面にて、区の承認を得なければならないことが規定されている。

しかしながら、次表 4-1 のとおり日本コンピュータ・ダイナミクスは区の 承認を得ずに廃棄物処理等の業務を第三者に再委託していた。

日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、管理業務の一部を再委託する際は、「再委託に関する協議書」を区長あて提出し、予め区の承認を得ることとされたい。

土木管理課は、「再委託に関する協議書」の提出に関して日本コンピュータ・ダイナミクスに対する指導・監督を徹底されたい。

【表 4-1】再委託に関する協議がなされていなかった業務

丵	務	Φ	夂	称
*	バカ	U)	77	4711

巣鴨駅北自転車駐車場機械式立体駐輪設備サイクルツリー保守点検契約

豊島区巣鴨地区自転車駐車場管理業務委託

警備業務委託

オートスロープ保守

産業廃棄物処理委託契約

一般廃棄物の収集・運搬等に関する契約

(3) 収支計画と収支報告における科目の設定について

日本コンピュータ・ダイナミクスにおいて作成された「収支計画書・収支報告書(巣鴨地区)」では、次表 4-2 のとおり収支計画の予算科目と収支報告の経理科目でそれぞれ異なる科目が設定されていた。人件費等の支出計画額は「摘要」欄に示されたとおり「予算科目」として計上され、これに対する収支報告額は示されていない。また、給与手当等の収支報告額は、「経理科目」として計上され、これに対する収支計画額は示されていない。これでは、各科目における収支計画額と収支報告額の比較ができず、執行率も不明である。

本来、収支報告は収支計画に対応した形で作成されるべきであり、説明責任を果たすためにも収支計画における科目と収支報告における科目は統一する必要がある。

日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、収支計画における科目と収支報告における科目を統一して、収支計画書及び収支報告書を作成されたい。

土木管理課は、日本コンピュータ・ダイナミクスが適切な収支計画書及び 収支報告書を作成するよう指導・監督を徹底されたい。

【表 4-2】 平成 29 年度 収支計画書・収支報告書(巣鴨地区) (単位:円)

科目	収支計画	収支報告	摘要
売 上	79, 357, 100	78, 740, 466	
雑収入	_	0	
収入計	79, 357, 100	78, 740, 466	
人件費	47, 426, 234	_	(予算科目)
事務費	2, 962, 958	<u> </u>	
施設費	13, 424, 638	_	
事業費	196, 355	-	
納付金	11, 000, 000	-	
その他	441, 158		
一般管理費	4, 742, 615		
給与手当	_	4, 750, 210	(経理科目)
雑給	_	21, 220, 842	
材料費	_	740, 966	
減価償却費	_	857, 952	
業務委託費	_	35, 529, 185	
業務委託費(経費)	_	11, 495, 936	
通信費	_	333, 348	
保守修繕費	_	54, 584	
水道光熱費	_	4, 750, 108	
消耗備品費		468, 143	
保険料	_	63, 823	
教育研修費		64, 400	
賃借料	<u> </u>	311, 872	
支出計	80, 193, 958	80, 641, 369	

(4) 事業計画書と事業報告書の不整合について

日本コンピュータ・ダイナミクスの「事業計画書」には、「巣鴨駅北自転車 駐車場においてレンタサイクルサービスを導入して、立体式駐車機器を有効 に活用するとともに、新たな利用価値を創造いたします。」と記載されており、 巣鴨駅北自転車駐車場におけるレンタサイクル事業の実施が計画されていた が、実際には実施されていなかった。

日本コンピュータ・ダイナミクスに事情を聴取したところ、区との協議に おいて実施を見合わせたとのことであったが、「事業報告書」には、そうした 経緯やレンタサイクル事業実施の有無自体について一切記載されていない。

事業報告書は業務が事業計画書に沿って実施されたかを確認できるものでなければならず、その記載内容に整合性が取れていないことは適切ではない。

また、運用指針においても、事業報告書のうち年度事業計画書及び収支計画書に対応する部分については対比できる形式で作成すべきことが規定されている。

日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、事業計画書に記載した事業を 実施しなかった場合には、その理由・経緯等を事業報告書に記載されたい。

土木管理課は、今後、日本コンピュータ・ダイナミクスに対して、事業計画書と事業報告書は整合性が取れた内容で作成するよう指導するとともに、提出された事業計画書と事業報告書の内容に整合性が取れているかの確認を徹底されたい。

(5) 巣鴨地区基本協定における規定の不備について

巣鴨地区基本協定第18条第4項では、次表4-3のとおり「前条第2項に定める金額を含む」との条文があるが、同第17条には第2項の規定自体がない。これは、基本協定を策定した際の単純な人的ミスであるとしても、指定管理業務の前提となる規定の不備であり、修正すべきものである。

日本コンピュータ・ダイナミクス及び土木管理課は、適正な規定内容に修 正すべく巣鴨地区基本協定を改定されたい。

土木管理課は、人的ミスの防止体制を徹底されたい。

【表 4-3】巣鴨地区基本協定第 17 条及び第 18 条第 4 項 抜粋

第17条(利用料金)

利用料金は公の施設の利用の対価であり、当該施設利用によって発生する経費の原資でもあることから、実際に利用する日において指定管理者となっているものの収入とする。 第 18 条(納付金)

4 駐車場の管理により得た収入から支出を差し引いた額(<u>前条第2項</u>に定める金額を含む。)は乙の収入とする。一以下、省略一

(6) 基本協定に基づく会計処理について

巣鴨地区基本協定第19条及び目白地区基本協定第15条では、「乙(指定管理者)は、管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿・口座を設け、会計処理を行うものとし、年度ごとに収支その他の経理に関する記録を整備することとする。」と規定されている。

しかしながら、日本コンピュータ・ダイナミクスは、指定管理業務の会計処理を本社会計の中で行っており、指定管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿・口座を設けての会計処理を行っていなかった。これは、各基本協定で定められた事項に反する処理である。

日本コンピュータ・ダイナミクスは、各基本協定を遵守し会計処理をされたい。

土木管理課は、日本コンピュータ・ダイナミクスが各基本協定に沿った会計処理を行うよう指導・監督を徹底されたい。

【3】意見·要望

(1) リース資産の会計処理について

リース資産の会計処理について、日本コンピュータ・ダイナミクスの法人としての会計処理は「損益」の観点を重視しリース資産会計基準に則って行われているが、区の指定管理者としての収支報告書には、リース資産会計基準には基づかず「収支」の観点を重視し賃貸借処理として計上されている。

これらは、いずれも適正な会計処理であるが、法人内部における会計処理方法と区への収支報告書を作成するにあたって採用している会計処理方法に相異があり、リース資産会計基準に則った収支報告が区へなされていない。

土木管理課は、日本コンピュータ・ダイナミクスからの収支報告について、 リース資産会計基準に則った報告書の提出の必要性の有無について検討され たい。

(2) 減損会計の適用について

日本コンピュータ・ダイナミクスは、豊島区の指定管理施設における将来 キャッシュフローが赤字になると判断し、本社内における法人としての会計 処理においては固定資産とリース資産に減損会計を適用している。

しかしながら、区に対しては、この旨の報告はなされていない。

将来キャッシュフローがマイナスとなる場合には、一般的に当該指定管理 事業から指定管理者が撤退する可能性は高まるため、区としての対応を考え なければならない。しかしながら、指定管理者が本社内で法人としての会計 処理に減損会計を適用している場合、そのことについて区へ報告すべきかど うかのルールは定まっていないのが実情である。

土木管理課は、指定管理者が本社内で会計処理に減損会計を適用した場合の所管課としての対応方法について、行政経営課と協議、検討されたい。

(3) 収支実績及び収支計画に赤字が計上された場合の対応について

目白地区自転車駐車場では、公募提案時に作成された収支計画に対し、その後の実績に基づき収支計画が次表 4-4②のとおり修正され、収支実績は赤字が続いている。

また、巣鴨地区自転車駐車場においても、公募提案時に作成された収支計画に対し、実績に基づき収支計画が次表 4-5②のとおり修正され、平成 29 年度は計画上赤字が示されている。

このような場合、本来、所管課は区民サービス安定の観点から、指定管理者の収支実績及び収支計画を黒字へ転換すべく指定管理者と協議し、適切な指導を行うべきであるが、それがなされていなかった。

土木管理課及び日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、安定した区民 サービスの提供や水準の維持向上のため、収支計画や収支実績を検証し、赤 字が発生しないよう、双方で連絡を密にとるなど、適切な対応をされたい。

【表 4-4】目白地区自転車駐車場の収支計画及び収支実績

① 公募提案時の収支計画(目白地区)

(単位:円)

区分	平成 29 年度 平成 28 年度		平成 27 年度	
収 入	44, 400, 000	44, 400, 000	44, 200, 000	
支 出	42, 450, 000	42, 298, 000	42, 218, 000	
収入一支出	1, 950, 000	2, 102, 000	1, 982, 000	

② 実績に基づき作成された収支計画(目白地区) (単位:円)

区分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
収入	45, 291, 200	46, 130, 000	45, 930, 000
支 出	42, 858, 097	43, 604, 400	43, 596, 300
収入一支出	2, 433, 103	2, 525, 600	2, 333, 700

③ 収支実績(目白地区)

(単位:円)

区分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	
収 入	39, 547, 654	40, 310, 842	39, 889, 466	
支 出	46, 130, 330	43, 366, 286	44, 655, 668	
収入一支出	$\triangle 6, 582, 676$	$\triangle 3,055,444$	$\triangle 4,766,202$	

【表 4-5】巣鴨地区自転車駐車場の収支計画及び収支実績

① 公募提案時の収支計画(巣鴨地区)

(単位:円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	
収 入	80, 827, 100	80, 168, 500	79, 516, 400	
支 出	78, 533, 165	77, 824, 915	77, 133, 863	
収入一支出	2, 293, 935	2, 343, 585	2, 382, 538	

② 実績に基づき作成された収支計画(巣鴨地区) (単位:円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
収入	79, 357, 100	80, 168, 500	79, 516, 400
支 出	80, 193, 958	79, 681, 451	79, 168, 199
収入一支出	△836, 858	487, 049	348, 201

③ 収支実績(巣鴨地区)

(単位:円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
収入	78, 740, 466	78, 967, 796	77, 905, 230
支 出	80, 641, 369	78, 688, 797	78, 901, 011
収入一支出	△1, 900, 903	278, 999	△995 , 781

5. 総括意見

(1) 障害者差別解消法への対応について

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (以下「障害者差別解消法」という。)が施行された。これに伴い平成30年4 月付で運用指針が改定され「法令順守等」の項目で、遵守すべき法令に障害 者差別解消法が追加されている。

障害者差別解消法の趣旨を実現するために、指定管理者としてどのような 取組みが行われているか、指定管理者及び所管課に聴取したところ、従来か らの障害者対応の説明・回答がほとんどであり、障害者差別解消法の趣旨に ついて正しい理解が進んでいないように思われた。

区は、平成30年2月に指定管理者を対象とした「豊島区 障害者差別解消法 指定管理者及び区業務受託事業者 対応マニュアル」を作成し、平成30年3月12日付、29豊保障発第3849号により、政策経営部行政経営課長事務取扱政策経営部参事、総務部契約課長及び保健福祉部障害福祉課長の連名で各課長、各課庶務担当者あてに通知し配布している。しかしながら、障害者差別解消法について、指定管理者の正しい理解を深めていくためには、通知やマニュアル配布にとどまらず、例えば重点項目を設けてチェックを促すなど、区として指定管理者への具体的な働きかけを行うことが必要である。

行政経営課は、指定管理者による障害者差別解消法の適切な運用が確保されるよう、運用指針に区、事業者の役割を明示し、指定管理者及び所管課への周知、指導や具体的な働きかけについて障害者差別解消法の所管課(障害福祉課)とともに検討されたい。

(2) プリペイドカードについて

① プリペイドカードの取扱い規程について

プリペイドカードを取り扱う根拠規程は、各体育施設では、豊島区立体育施設条例第5条(使用料)及び豊島区立体育施設条例施行規則第4条(回数券及び前払式証票)に置かれている。しかしながら、自転車駐車場におけるプリペイドカードの取扱いに関しては根拠規程が整備されていない。

区は、体育施設以外においても指定管理者がプリペイドカードを取り扱う 場合の明確な根拠規程を統一的に整備するべきである。

指定管理者の各所管課は、条例等の根拠規程を置かずに指定管理者がプリペイドカードを取り扱っている場合は、明確な根拠規程を条例等に規定されたい。

行政経営課においては、プリペイドカードの取扱いに関する方針を運用指 針に記載されたい。

② プリペイドカード売上金に関する会計処理の統一について

ピーウォッシュ・アズビル共同事業体が池袋スポーツセンターで販売しているプリペイドカードの売上金は、会計処理上、いったん前受金(負債)として計上されている。その一方で、区内の他の指定管理者によって販売されているプリペイドカード売上金の会計処理は、前受金(負債)として計上されることなく直ちに利用料金収入(収益)として計上されている。これは各指定管理者間でプリペイドカードの売上金について異なる会計処理が行われているということである。

行政経営課は、各指定管理者における会計処理方法を統一し、運用指針に おいてプリペイドカード売上金に関する会計処理の基準を明確に示されたい。

(3) 公募提案時とその後の対応について

① 公募時提案事業の確実な実施について

巣鴨北自転車駐車場におけるレンタサイクル事業については、指定管理者の公募時に、その実施が提案され、当該指定管理者の平成27年度から平成31年度までの自主事業収支計画書にも当事業の実施に伴う収入及び支出の金額が計上されているが、実際には行われていない。

このように、公募時の提案事業が行われていない事例があったが、提案事業は公募時の選定評価に大きく影響を及ぼすものであることなどから、提案事業が、その後確実に実施されるよう指導・監督を行うことは所管課にとっての重要な責務である。

しかしながら、提案事業が確実に実施されるべく所管課としてどのように 指導、対応すべきか、その方法等について、現時点では明確な定めがないの が実情である。

行政経営課は、公募時の提案事業が確実に実施されるための、区の関与の あり方について、運用指針に明記されたい。

② 公募提案時の収支計画と事業実績との乖離について

日本コンピュータ・ダイナミクスから区へ提出された巣鴨地区自転車駐車場に関する公募提案時の収支計画と、その後、実際に事業を実施していく中で実績に基づき作成された収支計画を比較すると、次表 5-1 のとおり、平成 29 年度収入予算額及び平成 27 年度から平成 29 年度までの支出予算額に乖離が生じており、さらに平成 29 年度においては、赤字($\triangle 836,858$ 円)が見込まれる計画に変更されていた。

事情を日本コンピュータ・ダイナミクスに聴取したところ、公募提案時に 区へ提出した収支計画書の数値には拘束されずに、各年度における実績(決算額)に基づきその後の収支計画(予算額)を作成したため、このような乖離が生 じたとのことであった。 区は、これまで、公募提案時の収支計画は、指定管理期間中の収支計画に対して拘束性を有するとして指定管理者制度を運用してきた。一方で、指定管理事業を実際に行っていく中で、当初は予想できなかった事項が生じるということは十分に考えられることである。

指定管理期間における指定管理料は、原則として変更できないとしても、 毎年度の事業の実績(決算額)を考慮して、区民サービスの水準を維持することを前提にしたうえで各年度の支出計画を変更できるようにすることは検討 に値するのではないか。

行政経営課におかれては、公募提案時の収支計画が、その後の指定管理期間中の収支計画に対して拘束性を有するという原則についての考え方を再度整理し、これまでの考え方を変更する場合も変更しない場合も、その理由をより明確にするとともに、計画と実績が乖離した場合の区の関与のあり方について、運用指針に明記されたい。

【表 5-1】巣鴨地区自転車駐車場の収支計画

[公募提案時の収支計画]

(単位:円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
収 入	80, 827, 100	80, 168, 500	79, 516, 400
支 出	78, 533, 165	77, 824, 915	77, 133, 863
収入一支出	2, 293, 935	2, 343, 585	2, 382, 538

「実績に基づき作成された収支計画」

(単位:円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	
収 入	79, 357, 100	80, 168, 500	79, 516, 400	
支 出	80, 193, 958	79, 681, 451	79, 168, 199	
収入一支出	△836, 858	487, 049	348, 201	

(4) 一般管理費について

① 一般管理費における利益分の計上について

一般管理費の積算方法は、各指定管理者によって異なり、利益分を見込んで 積算している場合と利益分を見込まずに積算している場合があると思われる。 運用指針において、一般管理費の考え方が示されているが、利益分の取扱いに ついては明確になっていない。

指定管理者が事業者として適正な利益を見込むことは当然に考慮されるべきものである。

行政経営課は、一般管理費における利益分計上について、その考え方や積算 方法の例を調査し整理されたい。

② 一般管理費における積算根拠の明示について

一般管理費について、積算根拠の明確化を図るため、平成25年3月に改定された運用指針の第3版では、収支計画書に「詳細な算出根拠」を明記すべき旨が新たに記載され、さらに平成27年3月に改定された運用指針の第4版では、収支計画書に「詳細な内訳や算出根拠」を明記すべき旨が記載され、第7版指針まで同様な記載がある。

しかしながら、収支計画書の積算根拠を確認したところ、一般管理費の算 出根拠の一部を記載している指定管理者はあったが、詳細な内訳や算出根拠 を明記している指定管理者は見当たらない。

この件については、平成26年度に実施した監査時も行政経営課に対して意見を述べ、それに対して、運用指針の改定を行うなどの措置を講じてはいたが、改善されていないのが実情である。

行政経営課は、一般管理費の詳細な内訳や算出根拠を収支計画書に明記するよう所管課を通じて指定管理者に対し周知徹底されたい。

(5) 指定管理者制度の運用について

① 指定管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿の必要性について

指定管理業務の会計帳簿については、運用指針の基本協定書例において、「会計処理」に関して「乙(指定管理者)は、管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿、口座を設け、会計処理を行うものとする。」と規定されている。

これを受けて、指定管理者と所管課が締結している基本協定において、同様な規定を置くことが通例となっている。

しかしながら、実際の会計処理は指定管理者の各施設ではなく本社のシステム内で行われているのが実情である。基本協定に規定された処理方法とは異なるものであるが、会計処理自体は適正に行われており、本社のシステム内から施設ごとの内容を抽出することによって処理できるため、指定管理者としては、「(指定)管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿、口座」を設けて会計処理を行う必要性は低いのが現状である。

行政経営課は、指定管理者における会計処理の実態を把握したうえで、より適正かつ実効性のある内容に運用指針を改定すべく検討されたい。

② 減損会計適用に関する区の対応方針について

指定管理者の本社内での会計処理上、「資産」として計上されている設備について、減損会計が適用されている事例があった。

この指定管理者は、豊島区の指定管理施設における将来キャッシュフローが赤字になると判断し、本社内における法人としての会計処理において固定資産とリース資産に減損会計を適用していたものである。しかしながら、区へこの旨の報告は、なされていなかった。

将来キャッシュフローがマイナスとなる場合には、一般的に当該指定管理 事業から指定管理者が撤退する可能性は高まるため、区としての対応を考え なければならない。しかしながら、指定管理者が本社内で法人としての会計 処理に減損会計を適用している場合であっても、そのことについて区へ報告 すべきかどうかのルールは定まっていないのが実情である。

行政経営課は、指定管理者が本社内で会計処理に減損会計を適用した場合の区としての対応方法について検討し、その検討結果を対応方針として取りまとめ、運用指針に明記されたい。

第3 監査結果に対する改善等措置の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指摘事項等各事項について改善等の措置を講じられた時は、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、その旨を監査委員あて通知されたい。

なお、事務監査及び監査委員監査の際、各団体及び各所管課の事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

別 紙(団体別概要)

※この「別紙(団体別概要)」は、平成30年10月の監査時点における各団体からの提出資料に基づき作成している。 なお、本文及び表中における数値は、特にことわりがない場合、平成29年度における実績値である。

I 東長崎駅·椎名町駅整備株式会社

第1 団体の概要

- 1. 名称、所在地及び代表者
- (1) 名 称:東長崎駅・椎名町駅整備株式会社
- (2) 所在地: 豊島区長崎五丁目1番1号
- (3) 代表者:代表取締役 福田 正明

代表取締役 奥島 正信

2. 資本金の額:1,000 万円

3. 目 的

- (1) 鉄道施設等の建設及びその施設の貸付
- (2) 鉄道施設等の維持管理
- (3) 上記(1)及び(2)に関連する一切の事業

4. 事 業

東長崎駅・椎名町駅整備株式会社は、東長崎駅の鉄道駅総合改善事業を遂行するため、豊島区と西武鉄道株式会社より50%ずつ出資され平成16年3月30日に設立された第三セクターである。

東長崎駅・椎名町駅整備株式会社の事業は、国及び豊島区より補助金をそれ ぞれ総工事費の1/5ずつ受け、東長崎駅、椎名町駅の改良工事を行い、完成後 は西武鉄道株式会社へ賃貸をしている。

平成20年4月1日より東長崎駅の賃貸を開始し、平成24年8月1日より椎 名町駅の賃貸を開始している。

- 5. **組** 織(平成30年7月24日現在) 取締役4名、監査役2名、社員1名
- 6. 監査対象区分:出資団体

第2 事業の実績

「駅・まち一体改善事業」として決められたスキームで運営されており、 保有資産である東長崎駅・椎名町駅施設を西武鉄道株式会社へ賃貸する事業 が行われた。

第3 収支決算の状況

1. 出資の状況

資本金の額 1,000 万円 (普通株式 5 万円×200 株)

豊島区は、発行済株式総数 200 株のうち、100 株 (50%) を保有している。

(出資の内訳) 豊島区 500 万円 (100 株)

西武鉄道株式会社 500 万円 (100 株)

2. 貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在、単位:千円)

次立。	4 7		3月31日死任、平匹・11月
資産の	部	負 債	の部
科 目	金額	科目	金額
流動資産	22, 478	流動負債	65, 506
現金及び預金	17, 375	未払金	3, 001
未収入金	3, 812	未払費用	1, 466
前払費用	964	未払消費税	1, 165
繰延税金資産	326	預り金	59, 542
		未払法人税等	330
固定資産	895, 109	固定負債	833, 663
有形固定資産	893, 205	預り預託金	833, 663
建物	650, 099	負債合計	899, 169
構築物	239, 430	純資産	の部
機械及び装置	3, 322	株主資本	18, 417
工具器具備品	352	資本金	10,000
投資その他の資産	1, 903	利益剰余金	8, 417
その他投資	1, 903	その他利益剰余金	8, 417
		繰越利益剰余金	8, 417
		純資産合計	18, 417
資産合計	917, 587	負債純資産合計	917, 587

3. 損益計算書

(平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日、単位:千円)

科目	金	額
I. 売 上 高		71, 864
Ⅱ. 売上原価		69, 149
売 上 総 利 益		2,714
Ⅲ. 販売費及び一般管理費		1, 502
営 業 利 益		1, 211
IV. 営業外収益		
雑 収 入	0	0
経常利益		1, 211
V. 税引前当期純利益		1, 211
法人税、住民税及び事業税	330	
法人税等調整額	$\triangle 1$	329
当期純利益		882

4. **株主資本等変動計算書** (平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日、単位 : 千円)

	株主資本				
		利益乗	制余金		純資産 合計
	資本金	その他 利益剰余金	ブロン・エリム へ	株主資本	
	A TIME	繰越	利益剰余金 合計	合計	
		利益剰余金			
平成29年4月1日残高	10,000	7, 534	7, 534	17, 534	17, 534
事業年度中の変動額					
当期純利益		882	882	882	882
事業年度中の変動額合計		882	882	882	882
平成 30 年 3 月 31 日残高	10,000	8, 417	8, 417	18, 417	18, 417

Ⅱ 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体

第1 団体の概要

- 1. 名称及び所在地等
- (1) 名称:株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体
- (2) 代表団体及び構成団体の名称、所在地及び代表者
 - ① 代表団体:株式会社ピーウォッシュ(豊島区長崎五丁目1番23号)

代表者:代表取締役社長 漆原 雅明

② 構成団体:アズビル株式会社 (千代田区丸の内二丁目7番3号)

代表者:代表取締役社長 曽禰 寛純

2. 資本金の額

- (1) 株式会社ピーウォッシュ・・・1億円
- (2) アズビル株式会社・・・・・105億2,271万6,817円
- 3. 監查対象区分:指定管理者

第2 指定管理の概要

- 1. 対象施設及び指定期間
- (1) 名 称: 豊島区立池袋スポーツセンター
- (2) 所 在 地: 豊島区上池袋二丁目5番1号
- (3) 指定期間: 平成27年4月1日~平成32年3月31日

2. 指定管理料等

- (1)「平成29年度豊島区立池袋スポーツセンターの管理に関する協定書」の規定に基づく支出
 - ① 指定管理料 208,746,000円(年度協定第5条)
 - ② 一般介護予防事業費 2,396,736円(年度協定第6条)
 - ③ 修繕費(区費用負担分)21,000,000円(年度協定第7条)
 - ④ 施設利用料補てん分 24,771,500円(年度協定第13条)
- (2)「豊島区立池袋スポーツセンター追加修繕費に関する特別協定書」の 規定に基づく支出
 - ① 修繕費追加支出分 16,581,701 円(特別協定第1条)

3. 指定管理業務の範囲

- (1) 施設の利用に関する業務
 - ① 利用申請の受付・承認・不承認及び利用の取消しに関する業務
 - ② 利用料金の収納、減免、還付に関する業務
- (2) 事業に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 上記(1) から(3) に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

収入		支 出	
科 目	金 額(円)	科目	金 額 (円)
指定管理料収入	208, 746, 000	人件費	84, 654, 503
利用料金収入	111, 368, 167	(うち「その他人件費」)	(2, 277, 854)
自主事業収入(教室等)	41, 622, 260	事務費	6, 547, 081
自主事業収入(物販)	13, 721, 274	施設費	208, 925, 063
その他	0	事業費	48, 007, 406
一般介護予防事業費	2, 396, 736	一般介護予防事業費	2, 396, 736
施設利用料補てん金	24, 771, 500	その他 (公租公課等)	10, 238, 185
		一般管理費	18, 065, 480
収入合計	402, 625, 937	支出合計	378, 834, 454
		収支差額	23, 791, 483

第4 事業の実績

- (1) 開館日数 343 日
- (2) 施設利用状況

個人公開
 308,371 人
 団体貸切(武道場)
 19,142 人

③ 自主事業 81,999 人

利用者総数 (①+②+③) 409,512人

Ⅲ 株式会社図書館流通センター

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

(1) 名 称:株式会社図書館流通センター

(2) 所在地:文京区大塚三丁目1番1号

(3) 代表者:代表取締役 谷一 文子

代表取締役 石井 昭 代表取締役 小澤 嘉謹

2. 資本金の額:2億6,605万円

3. 監查対象区分:指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 対象施設及び指定期間

(1) 豊島区立駒込図書館

所 在 地: 豊島区駒込二丁目2番2号

指定期間:平成28年4月1日~平成33年3月31日

(2) 豊島区立上池袋図書館

所 在 地: 豊島区上池袋二丁目 45 番 15 号

指定期間: 平成28年4月1日~平成33年3月31日

(3) 豊島区立池袋図書館、豊島区立池袋第三区民集会室

所 在 地: 豊島区池袋三丁目 29 番 10 号

指定期間: 平成29年4月1日~平成32年3月31日

(4) 豊島区立目白図書館、豊島区立目白第一区民集会室

所 在 地: 豊島区目白四丁目 31 番 8 号

指定期間: 平成29年4月1日~平成33年3月31日

2. 指定管理料

(1)「豊島区立図書館(駒込図書館・上池袋図書館)の管理に関する年度協定書 (平成29年度)」の規定に基づく支出

> 指定管理料の額 107,020,440円 (内訳) 駒込図書館 48,360,240 円 上池袋図書館 58,660,200 円

(2)「豊島区立図書館(池袋図書館・目白図書館)及び豊島区立区民集会室(池 袋第三区民集会室・目白第一区民集会室)の管理に関する年度協定書(平成 29 年度)」の規定に基づく支出

指定管理料の額

118, 130, 400 円

(内訳)池袋図書館・池袋第三区民集会室 62,395,920 円

目白図書館・目白第一区民集会室 55,734,480円

3. 指定管理業務の範囲

- (1) 図書館の管理運営に関する事業
- (2) 図書館の施設の維持管理に関する事業
- (3) 上記(1)、(2) に掲げるもののほか豊島区教育委員会が規則で定める事業
- (4) 集会室の利用に関する業務
- (5) 集会室の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) 上記(4)、(5) に掲げるもののほか集会室の管理について区長が必要と認 める業務

第3 事業の実績

1. 図書館利用状況

施設名	開館日数	来館者数	登録者数(個人)	貸出冊数(個人)
駒込図書館	333 日	197,814 人	9,783 人	241, 545 册
上池袋図書館	333 日	187,873 人	7,827人	200, 707 冊
池袋図書館	333 日	178,032 人	8,346 人	211, 439 冊
目白図書館	334 日	215,834 人	9,313 人	282, 270 冊

2. 区民集会室利用状況

施設名	利用人数	利用人数 利 用 コマ数①		利用率 (①/2)	
池袋第三区民集会室	5,812人	218	954	22.9%	
目白第一区民集会室	3,822 人	298	951	31.3%	

第4 収支決算の状況

1. 駒込図書館

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

収	入	支	出
科目	金額(円)	科目	金額(円)
指定管理料収入	48, 360, 240	人件費	38, 438, 382
その他	0	施設運営費	2, 059, 016
		事業費	874, 584
		その他	3, 289, 974
		一般管理費	7, 168, 206
収入合計	48, 360, 240	支出合計	51, 830, 162
		収支差額	△3, 469, 922

2. 上池袋図書館

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

収	入	支	出
科 目	金額(円)	科目	金額 (円)
指定管理料収入	58, 660, 200	人件費	36, 761, 602
その他	0	施設運営費	8, 400, 239
		事業費	834, 242
		その他	3, 475, 777
		一般管理費	8, 710, 152
収入合計	58, 660, 200	支出合計	58, 182, 012
		収支差額	478, 188

3. 池袋図書館·池袋第三区民集会室

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

収	入	支	出
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料収入	62, 395, 920	人件費	34, 306, 489
その他	157, 200	施設運営費	9, 631, 292
		事業費	786, 741
		その他	4, 635, 022
		一般管理費	9, 582, 083
収入合計	62, 553, 120	支出合計	58, 941, 627
		収支差額	3, 611, 493

4. 目白図書館・目白第一区民集会室

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

収	入	支	出
科目	金額(円)	科目	金額 (円)
指定管理料収入	55, 734, 480	人件費	36, 555, 308
その他	168, 000	施設運営費	6, 556, 892
		事業費	939, 831
		その他	4, 734, 048
		一般管理費	9, 312, 148
収入合計	55, 902, 480	支出合計	58, 098, 227
		収支差額	$\triangle 2, 195, 747$

IV 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

(1) 名 称:日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

(2) 所在地:品川区西五反田四丁目32番1号

(3) 代表者:代表取締役 下條 治

2. 資本金の額:4億3,875万円

3. 監查対象区分:指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 対象施設及び指定期間

(1) 巣鴨地区自転車駐車場

指定期間:平成27年4月1日~平成32年3月31日

	名 称	所 在 地
1	豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場	豊島区巣鴨二丁目7番11号
2	豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場	豊島区巣鴨一丁目 13 番 8 号
3	豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	豊島区巣鴨二丁目9番23号
4	豊島区立巣鴨駅北口白山通り 自転車駐車場	豊島区巣鴨二丁目9番
5	豊島区立駒込駅北自転車駐車場	豊島区駒込二丁目2番2号
6	豊島区立西巣鴨駅自転車駐車場	豊島区西巣鴨三丁目 26 番 1 号

(2) 目白地区自転車駐車場

指定期間:平成26年4月1日~平成31年3月31日

	名 称	所 在 地
1	豊島区立目白駅東自転車駐車場	豊島区目白一丁目4番1号
2	豊島区立目白駅西自転車駐車場	豊島区目白三丁目4番3号
3	豊島区立目白駅北自転車駐車場	豊島区目白三丁目 16番
4	豊島区立千登世橋自転車駐車場	豊島区雑司が谷三丁目1番7号

2. 指定管理料

自転車駐車場の管理に要する経費は、基本協定に基づき指定管理者が負担することとしており、区は指定管理料を支出していない。

3. 指定管理業務の範囲

- (1) 自転車駐車場の利用に関する業務
- (2) 自転車駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上記(1)、(2) に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

1. 巣鴨地区自転車駐車場

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

収	入	支	出
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料収入	0	人件費	47, 502, 172
利用料金収入	78, 740, 466	メンテナンス	6, 027, 091
自主事業収入	0	光熱水費 通信費	5, 083, 456
その他	0	事務費	4, 174, 860
		損害賠償費	2, 504
		その他	6, 599, 453
		納付金	11, 251, 833
収入合計	78, 740, 466	支出合計	80, 641, 369
		収支差額	△1, 900, 903

2. 目白地区自転車駐車場

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

収	入	支	出
科 目	金 額 (円)	科目	金 額(円)
指定管理料収入	0	人件費	23, 423, 183
利用料金収入	39, 547, 654	メンテナンス	2, 089, 260
自主事業収入	0	光熱水費 通信費	3, 093, 005
その他	0	事務費	2, 587, 457
		損害賠償費	0
		その他	5, 929, 706
		納付金	9, 007, 719
収入合計	39, 547, 654	支出合計	46, 130, 330
		収支差額	$\triangle 6,582,676$

第4 事業の実績

1. 巣鴨地区自転車駐車場の利用状況

					年間利	用台数		定期利用に
自転車 駐車場	開場時間	種別	収容 台数	当日利用 (時間利用)	定期利用(区内)	定期利用(区外)	定期利用 計	占める区外利用率
巣鴨駅北	午前4時~	自転車	918	92, 876	4, 271	1, 352	5, 623	24%
果特別化	翌1時30分	原付	5	_	9	0	9	0%
巣鴨駅南	午前4時~	自転車	250	45, 030	919	1, 758	2, 677	66%
未物》用	翌1時30分	原付	6	1, 488	12	24	36	67%
巣鴨駅第三	24 時間	自転車	140		2,001	292	2, 293	13%
来物叭另—	24 时间	原付	12		82	57	139	41%
巣鴨駅北口 白山通り	24 時間	自転車	191	144, 838	_		_	_
西巣鴨駅	午前 4 時 45 分~翌1時	自転車	200	11, 007	955	648	1,603	40%
₩ 午前 4 時~	午前4時~	自転車	668	55, 018	1, 574	2, 246	3, 820	59%
駒込駅北	翌1時30分	原付	11		78	60	138	43%

(注意)上表に記載した台数は、利用料金免除の台数を含む。

「収容台数」は平成30年4月1日時点の収容可能台数である。

2. 目白地区自転車駐車場の利用状況

				年間利用台数				定期利用に
自転車 開場時間 駐車場 開場時間	種別	収容 台数	当日利用 (時間利用)	定期利用 (区内)	定期利用 (区外)	定期利用 計	占める区外利用率	
目白駅東	午前4時~ 翌1時30分	自転車	800	86, 605	4, 753	1, 334	6, 087	22%
目白駅西	午前 4 時~ 翌 1 時 30 分	自転車	140	25, 507	366	741	1, 107	67%
目白駅北	24 時間	自転車	280	21, 268	806	294	1, 100	27%
	24 时间	原付	20	_	10	104	114	91%
千登世橋	24 時間	自転車	50	12, 436	233	152	385	39%

(注意)上表に記載した台数は、利用料金免除の台数を含む。

「収容台数」は平成30年4月1日時点の収容可能台数である。